

平成 19 年 3 月 30 日  
企業会計基準委員会

企業会計基準第 13 号

## 「リース取引に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 16 号

## 「リース取引に関する会計基準の適用指針」の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止について検討を進めてまいりました。

今般、平成 19 年 3 月 23 日の第 125 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準及びその適用指針（以下「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

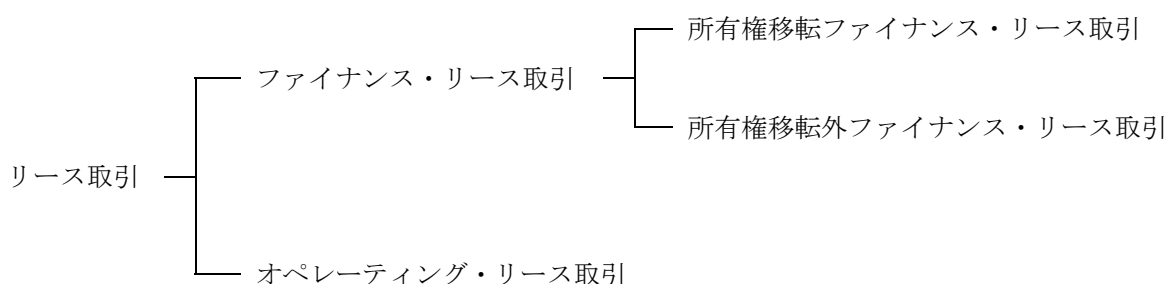
本会計基準等につきましては、平成 18 年 7 月 5 日に試案を、また、平成 18 年 12 月 27 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

## 本会計基準等の概要

### ■ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止

これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては、一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができたが、今後は、当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。

### ■ リース取引の分類



### ■ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（借手）

- ▶ リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上する。
- ▶ リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額等が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。
- ▶ 利息相当額の総額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分するが、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を採用することができる。
  - (1) リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
  - (2) 利息相当額の総額をリース期間にわたり定額法で配分する方法。
- ▶ リース資産の減価償却費については、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、企業の実態に応じたものを選択する。
- ▶ リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引など少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引については、簡便的に、オペレーテ

ィング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

#### ■ 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（借手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引との主な相違は、次のとおりである。

- 利息相当額の総額は、リース期間にわたり利息法により配分する（リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いがない。）。
- 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によりリース資産の減価償却費を算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする。

#### ■ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（貸手）

- 貸手における利息相当額の総額は、リース契約締結時に合意されたリース料総額及び見積残存価額の合計額から、これに対応するリース資産の取得価額を控除することによって算定する。
- 利息相当額の総額は、原則として、リース期間にわたり利息法により配分するが、貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合は、リース期間にわたり定額で配分することができる。
- 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により計上された資産は、「リース投資資産」として表示する。リース投資資産は、当該企業の主目的たる営業取引により生じたものである場合には流動資産に表示する。また、当該企業の営業の主目的以外の取引により発生したものである場合には、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する。

#### ■ 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引との主な相違は、次のとおりである。

- 利息相当額の総額は、リース期間にわたり利息法により配分する（貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いがない。）。
- 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により計上された資産は「リース債権」として表示する。

#### ■ 不動産に係るリース取引の取扱い

土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。

土地と建物等を一括したリース取引（契約上、建物賃貸借契約とされているものも含む。）は、原則として、リース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物等に係る部分に分割した上で、現在価値基準の判定を行う。

#### ■ 適用初年度開始前のリース取引の取扱い（借手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、次のいずれかの方法による。

（原則）リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、本会計基準及び本適用指針に定める方法で会計処理し、変更による影響額は特別損益で処理する方法

（例外）リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前のリース取引については、本会計基準適用初年度の前年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する方法、又は一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する方法

#### ■ 適用初年度開始前のリース取引の取扱い（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、次のいずれかの方法による。

（原則）リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、本会計基準及び本適用指針に定める方法で会計処理し、変更による影響額は特別損益で処理する方法

（例外）リース取引開始日が本会計基準適用初年度開始前のリース取引については、本会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上する方法、又は一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する方法（リース取引を主たる事業としている企業は、後者の例外的な方法は適用できない。）

#### ■ 適用時期

- ① 本会計基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用（以下「財務諸表に係る早期適用」という。）することができる。
- ② ①にかかわらず、四半期財務諸表に関しては、本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日

以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用する。ただし、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用（以下「四半期財務諸表に係る早期適用」という。）することができる。

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度（平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度を除く。）において、四半期財務諸表に係る早期適用を行わない場合、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る残高（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による場合）が前年度末と比較して著しく変動しているときは、当該四半期財務諸表において、「リース取引に係る会計基準」（以下「改正前会計基準」という。）で必要とされていた注記（オペレーティング・リース取引に係る注記を除く。）を記載する。なお、「証券取引法等の一部を改正する法律」第 3 条により施行が予定される金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 の規定の適用を受ける上場会社等のうち、内閣府令で定める事業を行う会社は、第 2 四半期の四半期財務諸表では別途の対応を行うことが必要であると考えられる。

- ③ ①に定める財務諸表に係る早期適用を行う場合、その中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表には適用しないことができる。なお、この場合であっても、年度の連結財務諸表及び財務諸表では、年度の期首から本会計基準を適用する。また、早期適用を行う連結会計年度及び事業年度に係る年度の連結財務諸表及び財務諸表においては、中間・年度の会計処理の首尾一貫性の注記は要しないものとし、中間連結財務諸表及び中間財務諸表には、本会計基準が適用されておらず、改正前会計基準で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

## **中小企業への適用に関する意見**

本会計基準を中小企業に適用する際の取扱いに関しては、必要に応じて、本会計基準の内容を踏まえ、「中小企業の会計に関する指針」（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の 4 団体により公表）により定められることとなりますが、過重負担とならないように簡便な会計処理を定めることを求める意見が、これまでの審議の中で多く寄せられました。当委員会は、「中小企業の会計に関する指針」の改正にあたって、これらの意見を踏まえ、議論に参加する方針です。

## **当委員会が公表した他の会計基準等の修正**

本会計基準等の公表に伴い修正が必要となる当委員会公表の他の会計基準等には、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」がありますが、当該適用指針については、今回の改正とは別に検討し改正することを予定しています。

＜参考＞ 従来の取扱いからの主な変更点

	従来の取扱い	本会計基準等
① 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸借処理の廃止	所有権移転外ファイナンス・リース取引は、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、一定の注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。	左記の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は、廃止する。
② 利息相当額の各期への配分	ファイナンス・リース取引に関して、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合、利息相当額は、原則として利息法により各期に配分する。	<p>(借手側)</p> <p>原則は、従来の取扱いと同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、次のいずれかの方法を適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法</li> </ul> <p>この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <p>原則は、従来の取扱いと同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法を適用することができる。</p>
③ 通常の保守等の役務提供相当額の処理	—	維持管理費用相当額の処理に準じて、原則として、リース料総額から区分する。

	従来 of 取扱い	本会計基準等
④ 不動産に係るリース取引の取扱い	—	<p>土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。</p> <p>ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。</p>
⑤ ファイナンス・リース取引の貸借対照表の表示	<p>（借手側）</p> <p>リース資産は、有形固定資産に属する各科目に含めて表示する。</p> <p>（貸手側）</p> <p>リース債権として表示する。</p>	<p>（借手側）</p> <p>リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。</p> <p>（貸手側）</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものはリース債権、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものはリース投資資産として表示する。</p>



	従来 of 取扱い	本会計基準等
⑥ ファイナンス・リース取引の注記	所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用した場合、一定の注記を要する。	<p>(借手側)</p> <p>リース資産について、重要性が乏しい場合を除き、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース投資資産について、重要性が乏しい場合を除き、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額を注記する。</li> <li>リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分について、重要性が乏しい場合を除き、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額を注記する。</li> </ul>

以 上